

入院時食事療養費（Ⅰ）について



◆ 当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士の管理下に適時（朝食:午前8時、昼食:午後0時、夕食:午後6時以降）適温で提供しております。

◆ 食事は、一般食・治療食・流動食でも負担額は同じです。

2026年6月1日

所得区分			標準負担額（1食あたり）
ア	現役並Ⅲ		550円
イ	現役並Ⅱ		550円
ウ	現役並Ⅰ		550円
エ	一般		550円
オ	低Ⅱ	90日以内の入院	270円
		90日以上入院	220円
	低Ⅰ		130円

療養病棟の70歳以上の方は、食費に光熱費（430円）が加わり、入院時生活療養費の負担となります